



新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

公的年金制度とは

公的年金の制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。

老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。ただし、必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置するとこれらの年金が受け取れなくなる場合がありますので注意しましょう。

国民年金の加入について

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者（加入者）となります。

20歳になった方には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入したことをお知らせします。

※厚生年金保険に加入している方を除きます。

※令和元年10月前に20歳になった方には、国民年金に加入するための手続きの案内を送付していました。

20歳になってから概ね2週間以内に「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

「基礎年金番号通知書」は、加入する年金制度の変更手続き（国民年金⇄厚生年金保険）や年金の請求手続きなど一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。（厚生年金保険の被保険者だった方や障害・遺族年金を受給している方（していた方）には送られません。）

国民年金保険料の納付について

「国民年金加入のお知らせ」に同封している納付書で国民年金保険料（20歳の誕生日の前日が含まれる月の分からの保険料）を納めてください。

保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

付加保険料の納付（注1）や、前納（注2）を希望する場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。なお、付加保険料や前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望する場合は、お早めにお申し出ください。

（注1）定額保険料のほかに月額400円を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額できる制度

（注2）まとめて前払いすることで割引が受けられるしくみ

国民年金保険料の学生納付特例制度や免除・納付猶予制度について

保険料を納めることが経済的に困難な場合に、国民年金保険料の学生納付特例制度や免除・納付猶予制度（注）があります。保険料を納められないときは未納のまま放置せず、必ずこれらの申請をしてください。

なお、学生納付特例や免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来の年金額が低額となります。しかし、後から納付（追納）することにより、年金額を増やすことができます。

（注）学生の方は免除・納付猶予制度をご利用いただけません。学生納付特例制度をご利用ください。

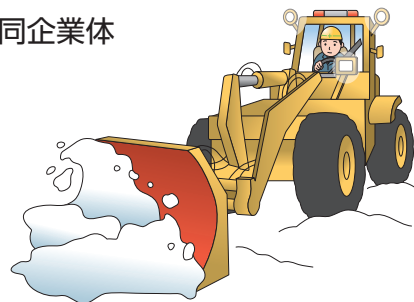
詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客さま相談室（0162-74-1000）または日本年金機構ホームページをご覧ください。



除排雪についてのお願い

今年も降雪時期を迎え、町では町民の足を確保するため、早朝より除雪作業を行います。除雪作業中の事故防止やスムーズに作業を行うため、次のことについてご理解とご協力をお願いいたします。除排雪業務については、例年どおり実施していくこととしておりますが、除排雪に関してお気づきの点などありましたら連絡いただきますようお願い致します。

【令和6年度 除排雪業務委託業者】正田・細谷・ダイシン経常建設共同企業体



•除雪出動について

- (1)積雪が概ね10cm以上の時に除雪作業を行います。
- (2)夜間除雪については、原則として行っていません。

•事故防止にご協力を

- (1)早朝暗いうちから除雪作業を行いますので、散歩等に出かける方は、除雪作業車から発見しやすい服装を心がけてください。
- (2)除雪作業中は、視界不良等で周囲の状況が非常に見えにくい状態になりますので、除雪車には絶対に近づかないようにして下さい。
- (3)除雪する道路に駐車することは止めて下さい。夜間の路上駐車は危険ですので、やむを得ず路上に置くときは、確認できるよう赤い布などをつけて明示し、役場建設課建設グループ（Tel8-7665）又は町除雪センター（Tel6-1272）まで連絡ください。
- (4)除雪作業の効率を上げるため除雪車には道を譲ってください。

•車道や歩道に雪を捨てないでください

中頓別町の冬は積雪のため道路の幅が大変狭くなります。

車道や歩道に雪を捨てたり出したりすると、交通の障害となり、歩行者は大変危険な状態となります。とくに交差点付近の空き地に雪を捨てる場合は、見通しが悪くなるなどの交通の障害とならないようご協力をお願いします。

道路上への雪捨ては事故を誘発することになりますので絶対にしないでください。

•屋根からの落雪は自分ですぐ処理してください。

屋根から雪が落ちたときは、事故がないか確かめるとともに、通行の支障にならないように処理してください。

•大型貨物（大型乗用）自動車等の通行規制について

町道7丁目線（北村商会横～旧幼稚園横までの区間）は大型車両の通行規制がされていますので大型車両等の通行は出来ませんので御注意願います。

町有雪捨て場のお知らせ

町では、町内の一般家庭や店舗等から搬出される雪を、除雪センター横の町有雪捨て場で受け入れています。

雪を捨てられる方は、次の事項を留意のうえ搬入してください。

- (1)雪捨て予定日を事前に連絡のうえ、指示する場所に捨ててください。
- (2)町の排雪時等は、雪捨てを希望される日の変更をお願いすることがあります。
- (3)官公庁や建設会社の作業所等から大量に搬出される雪を捨てる場合に限り、雪処理（整地）をお願いすることになりますので、町と打合せのうえ雪処理してください。

連絡先：役場建設課建設グループ（Tel8-7665）／ 町除雪センター（Tel6-1272）

中頓別町除雪計画書の閲覧について

令和6年度の町除雪計画を定めました。除雪計画書は役場窓口カウンターで閲覧できます。



相続登記の義務化が始まりました！ ～旭川地方法務局からのお知らせ～

これまで不動産の所有者（名義人）が亡くなり、相続が発生しても直ちに相続登記がされない要因として、相続登記の申請が任意であることや申請をしなくとも不利益を被ることが少ないことなどが指摘されており、所有者不明土地発生の原因となっていました。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、不動産登記法が改正され、本年4月1日から相続登記が義務化されることとなりました。

これにより相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内（遺産分割協議の場合は、話し合いがまとまった日から3年以内）に相続登記申請をしなければならないこととなりました（既に発生している相続も対象となり、その場合は、令和6年4月1日から3年間の履行期間となります。）。

この機会に不動産の所有者を確認していただき、相続登記がお済みでない場合は、早めに手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】

旭川地方法務局登記部門 電話 0166-38-1146（直通）

※窓口対応時間 平日の午前9時から午後5時まで

（年末年始・祝日を除く）

法務省 所有者不明土地

検索



【手続の詳細】

法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

水道におけるPFOS及びPFOAの検査結果について

中頓別町の水道における有機フッ素化合物PFOS及びPFOAの検査結果についてお知らせします。

検査項目 ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

検査日 令和6年8月6日

検査地点 給水栓水

検査結果 不検出

お問い合わせ 建設課上下水道グループ（01634-8-7665）

年末年始 ゴミ収集のお知らせ

今年の年末年始の収集日は、下記となりますのでお知らせいたします。

令和6年12月	12/25 (水)	12/26 (木)	12/27 (金)	12/28 (土)	12/29 (日)	12/30 (月)	12/31 (火)
	リサイクルゴミ	リサイクルゴミ (白色・プラ容器等)	燃えるゴミ	収集休み	収集休み	燃えるゴミ	収集休み
		燃えないゴミ	生ゴミ				
令和7年1月	1/1 (水)	1/2 (木)	1/3 (金)	1/4 (土)	1/5 (日)	1/6 (月)	1/7 (火)
	収集休み	収集休み	収集休み	収集休み	収集休み	燃えるゴミ	燃えるゴミ
							生ゴミ

※毎年1月の粗大ゴミ収集はお休みしています。2月粗大ゴミ収集は、2/3（月）となります。

※上頓別一部地域・小頓別地区は、収集休み以外の部分は、従来通り収集を行います。

お問い合わせ 総務課住民グループ（01634-8-7660）